

平成24年第6回涌谷町議会定例会（第2日）

平成24年9月7日（金曜日）

議事日程（第2号）

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 同意第 4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

1. 同意第 5号 教育委員会委員の任命について

1. 承認第12号 専決処分した事件の承認について

1. 承認第13号 専決処分した事件の承認について

1. 議案第55号 涌谷町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例

1. 議案第56号 涌谷町手数料徴収条例の一部を改正する条例

1. 議案第57号 涌谷町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例

1. 議案第58号 大崎地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び大崎地域広域行政事務組合規約の変更について

1. 認定第 1号 平成23年度涌谷町各会計歳入歳出決算の認定について

1. 延会について

1. 延 会

午前10時開議

出席議員（15名）

1番	大友啓一君	2番	只野順君
3番	後藤洋一君	4番	久勉君
5番	杉浦謙一君	6番	大平義孝君
7番	伊藤雅一君	8番	門田善則君
9番	鈴木英雅君	10番	木村正義君
11番	長崎達雄君	12番	加藤紀君
13番	大橋信夫君	14番	大泉治君
15番	遠藤积雄君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	安部周治君	副町長	菅原孝治君
総務課長 兼参事	城口貴志生君	危機管理室長	小島昭君
企画財政課長 兼参事	高橋宏明君	町民税務課長 兼参事	佐々木忠弘君
町民医療福祉センター 副センター長 兼健康福祉課長	佐々木敏雄君	町民医療福祉センター 総務管理課長	浅野孝典君
町民医療福祉センター 健康福祉課 兼技術参事	久道光子君	産業振興課長 兼参事 兼商工観光室長	村上芳行君
建設水道課長 兼参事	平塚盛茂君	建設水道課長 兼統括主幹	安田富夫君
会計管理者 兼会計課長	柴村洋子君	教育委員会 兼教育課長	笠間元道君
教育文化課長 兼参事	高橋勝一君	教育文化課長 兼統括主幹	門田勝則君
教育文化課長 兼統括主幹	川口美恵子君	代表監査委員	柳渕茂君
農業委員会 兼会長	佐竹榮一君		

事務局職員出席者

事務局長	高橋正幸	総務班長	今野博行
主任	金山みどり		

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（遠藤稔雄君） おはようございます。

きのうは一般質問ご苦勞さまでございました。大変すばらしい一般質問だと思います。本日もよろしくお
願い申し上げます。

直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（遠藤稔雄君） 日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配った日程表のとおりでございます。



◎同意第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程に入ります。

日程第1、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 改めまして、議員の皆様おはようございます。本日もまたいろいろとご指導のほどよ
ろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

それでは、同意第4号の提案の理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員相馬秀夫氏は、平成24年9月30日をもって任期満了となりますので、引き続
き相馬秀夫氏を選任いたしたいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるもので
ございます。よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し、直ちに採決いたします。

同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求
めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。

よって、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決しま
した。

◇

◎同意第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第2、同意第5号 教育委員会の委員の任命についてを議題といたします。
笠間元道君の除斥を求めます。

[教育委員会教育長 笠間元道君除斥]

○議長（遠藤稔雄君） 休憩します。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時04分

[出席議員数休憩前に同じ]

○議長（遠藤稔雄君） 再開します。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 同意第5号の提案の理由を申し上げます。

涌谷町教育委員会委員笠間元道氏は、平成24年11月28日をもって任期満了となりますので、引き続き笠間元道氏を教育委員会委員として任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し、直ちに採決いたします。

同意第5号 教育委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。

よって、同意第5号 教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決しました。

○議長（遠藤稔雄君） 休憩します。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時04分

[出席議員数休憩前に同じ]

[教育委員会教育長 笠間元道君復席]

○議長（遠藤稔雄君） 再開します。

ここで議会の同意を得られました教育委員からごあいさつをいただきます。

笠間さん、登壇願います。

○教育委員会委員（笠間元道君） おはようございます。ご同意をいただき、改めて職責の重さを今痛感しております。今後は、これまで以上に足を地につけて、本町の宝であります子供の将来を見据えた取り組みに努めてまいります。そのためにも、議員の皆様、議会の皆様のご支援、ご協力、さらには叱咤激励をいただければ幸いです。よろしく願いいたします。以上です。（拍手）

○議長（遠藤稔雄君） ありがとうございます。

◇

◎承認第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第3、承認第12号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 承認第12号の提案の理由を申し上げます。

本案は東日本大震災により被災されました国民健康保険税の納税義務者に対し、国の財政支援策が確定したことを踏まえ、平成23年度に引き続き平成24年度の税額を減免することとし、地方自治法第179条第3項の規定により平成23年東日本大震災による被害者に対する涌谷町町税等の減免に関する条例の一部改正を行いましたので、ここに報告し承認を求めます。

主な内容につきましては、平成24年度の4月分から9月分相当に係る税額を、国の財政支援の基準を踏まえながら、人的または住宅に損害があった場合に、損害の程度に応じて、また震災により収入の減少額が平成22年度における収入の10分の3以上である場合には、平成23年の合計所得に応じて減免いたしましたものでございます。また、福島原子力発電所の事故により避難等を行った者に対しましても、平成23年度に引き続き、税額の全部を免除いたしております。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 町民税務課長。

○町民税務課参事兼課長（佐々木忠弘君） それでは、承認第12号 専決処分した事件の承認についてご説明いたします。

議案書の5ページ、それから新旧対照表の1ページをお開きください。

条例の説明に入る前に、これまでのその減免の経過を申し上げたいと思います。このことにつきましては、昨年の3月11日の東日本大震災の被災者支援対策として、昨年の5月2日に東日本大震災に対処するための特別の財政支援及び助成に関する法律が公布され、施行されてきたところでございます。国の当初の考えでは、一部負担金の免除、これは医療費の一部負担金ですね、それから平成23年の3月11日から平成24年の2月29日までという免除の期間でございました。それから、保険料、保険税の免除の特例措置については、平成23年の3月11日から平成24年の3月31日までということでスタートしたものでございます。その財源につきましては、10分の8を災害臨時特例補助金で、残りの10分の2を特別調整交付金で補填されて進められてきたものでございます。その後、ことしの1月31日には、医療費の一部負担金の免除については平成24年の9月30日まで、今月末までですね、に延長され、保険料、保険税については2月の9日に、9月30日まで延

長するということが決定されたものでございます。この延長につきましての支援財源は、特別調整交付金で10分の10が補填されるものとなったところでございます。さらに、ことしの7月25日でございますが、その後の10月1日から12月31日までさらに延長ということになりましたが、国の財政支援については、特例措置として取り扱いは終了し、これまでの調整交付金算定省令の基準において、特別調整交付金の10分の8の補填ということになりました。10分の2については各市町村でというようなお話でございます。

議会のほうに報告につきましては、国の動向や後期高齢者医療広域連合の方向を見据えながら対応したいと考えて進めてまいりましたので、報告が遅くなってしまいました。7月24日の国の方向が決まり、それに伴い8月29日に後期高齢者医療広域連合の運営連絡会議、これは各市町の町長さん、市長さん方が集まった会議でございますが、方針が固まりましたので、今議会の報告となったところでございます。遅くなりまして大変申しわけありませんでした。

最終結論といたしましては、4月1日から9月末までは医療費の一部負担金と国保税の免除につきましては、国の100%の助成で行いますが、それ以降延長される10月1日から来年の3月31日の期間につきましては、医療費の一部負担金の免除についてはそのまま継続し、税金についての免除については9月末で打ち切るものでございます。

なお、このことにつきましては、国民健康保険から介護保険、後期高齢者医療保険ともに同じ内容で、今後においても足並みをそろえた形で進めるものでございます。

それでは、条例の変更のほうをご説明したいと思います。新旧対照表の1ページをお開きください。

下線の部分が今回改正するものでございます。国民健康保険税の減免、第4条第1項、平成24年度に課する4月分から9月分に係る月割算定額に相当する国民健康保険税に、文言の変更によるものでございます。改正後だけを説明してまいります。昨年は年間の税額に対しての減免でございましたが、24年度につきましては延長された4月から9月までの減免となるものでございます。

それから、4条の2項、前年中を23年度中となります。その下の下線につきましても文言の変更でございます。

それから、下の表にございます、損害の程度、減免の割合ということで表がございまして、昨年までは3段階による町独自の区分において減免いたしておりました。10分の10、10分の8、10分の5という3段階でございます。それを24年度からは、国の特別調整交付金基準である2段階に変更するものでございます。

次のページをお開きください。次のページにつきましても、前年中を平成22年中と文言の変更でございます。以下下線につきましては年次の変更でございます。以上で説明を終わります。

○議長（遠藤釈雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。

これより承認第12号 専決処分した事件の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤釈雄君） 挙手全員であります。よって、承認第12号 専決処分した事件の承認については原案のとおり可決されました。



◎承認第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第4、承認第13号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 承認第13号の提案の理由を申し上げます。

本案は東日本大震災により被災された介護保険の第1号被保険者に対して、国の財政支援策が確定したことを受け、平成23年度に引き続き平成24年度分の保険料を減免することとし、地方自治法第179条第3項の規定により平成23年東日本大震災による被害者に対する涌谷町介護保険料の減免に関する条例の一部改正を行いましたので、ここに報告し承認を求めます。

主な内容につきましては、平成24年度の4月分から9月分相当に係る保険料について、国の財政支援の基準を踏まえながら、人的または住宅に損害があった場合に、損害の程度に応じて保険料を減免いたしております。また、福島原子力発電所の事故により避難等を行った者に対しましても、平成23年度に引き続き保険料の全部を免除いたしております。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤釈雄君） 説明につきましては、先ほどの承認第12号で説明ございましたので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。

これより承認第13号 専決処分した事件の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤釈雄君） 挙手全員であります。よって、承認第13号 専決処分した事件の承認については原案のとおり可決されました。



◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第5、議案第55号 涌谷町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第55号の提案の理由を申し上げます。

東日本大震災復興特別区域法が平成23年12月26日に施行され、復興推進計画が認定されております。本案は、この計画に定められた復興産業集積区域における固定資産税の課税免除を行うため、同法第43条の規定に基づき、涌谷町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する本条例を制定いたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 町民税務課長。

○町民税務課参事兼課長（佐々木忠弘君） それでは、議案第55号 涌谷町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を説明いたします。議案書の10ページ、11ページをお開きください。

制定する理由につきましては、提案理由で町長が今申し上げましたが、東日本大震災復興特別区域法、復興特区と言われておりますが、平成23年の法律122号、第43号で地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が規定され、この規定に基づき認定復興推進計画において定められた復興産業集積区域で、涌谷町が指定した土地の固定資産税の課税を免除するための条例の制定でございます。

それでは、条例の内容でございますが、1条につきましては趣旨を定めてございます。

2条につきましては、免除で、課税免除対象者を示しておりますが、当町では商工観光室が事務を担当し、企業の認定業務を進めてまいります。認定許可があり、免除申請手続を町民税務課に出し、それが終わりますと、以降5カ年間に限り当該固定資産税の免除がされるものでございます。なお、免除した税額につきましては、100%交付税措置されるものでございます。

第3条につきましては、免除の申請と決定を規定したものでございます。

第4条につきましては、免除の取り消しを規定したものでございます。

第5条につきましては、施行に関する規則への委任の規定でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行と定めるものでございます。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。13番。

○13番（大橋信夫君） 大変結構な措置でございますが、具体的にこの区域というのはどのように見られますか。

○議長（遠藤稔雄君） 産業振興課長。

○産業振興課参事兼課長兼商工観光室長（村上芳行君） 議案第55号の関係でございますが、区域といたしましては5カ所ございます。1カ所は涌谷町涌谷黄金山8の1、8の9、黄金山の町有地でございます。2カ所目は薔薇島147の2ほか2筆、花勝山一号39の1ほか5筆、東北ゴム所有の工場敷地でございます。3カ所目が渋江165の1ほか7筆でございます、アルプス電気涌谷工場の敷地でございます。4カ所目が小里字守52の7ほか8筆でございます、NOKメタルの敷地でございます。5カ所目が渋江6ほか8筆ござ

いまして、ライト製作所の所有地でございまして、現在災害公営住宅建設に向けて進んでいる土地でございます。以上で終わります。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第55号 涌谷町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第55号 涌谷町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第6、議案第56号 涌谷町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第56号の提案の理由を申し上げます。

本案は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴い、外国人登録法が廃止されたため、涌谷町手数料徴収条例第2条第28号を削除いたそうとするものです。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 町民税務課長。

○町民税務課参事兼課長（佐々木忠弘君） 議案第56号 涌谷町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。新旧対照表の6ページをお開きください。

このことにつきましては、6月議会の外国人登録法の廃止により各条例の改正をお認めいただいたところでございます。その中で、涌谷町手数料徴収条例において取り残しがございまして、今回その削除をお願いするものでございます。大変申しわけございませんでした。

内容につきましては、手数料条例の種類及び金額ということで、28に外国人登録に関する証明手数料1通につき200円という条文になっておりますが、これを削除するものでございます。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第56号 涌谷町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第56号 涌谷町手数料徴収条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第7、議案第57号 涌谷町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第57号の提案の理由を申し上げます。

東日本大震災復興特別区域法に基づき、宮城県民間投資促進特区として、宮城県を初めとする当町を含め県内34市町村が平成24年2月9日に国から認定され、さらに工場立地に係る緑地等規制の緩和を追加申請し、同年5月25日に国から認定されております。特例の適用のためには、認定を受けた市町村にて復興産業集積区域緑地面積率等条例を定める必要があることから、本条例を制定いたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 産業振興課長。

○産業振興課参事兼課長兼商工観光室長（村上芳行君） それでは、議案第57号 涌谷町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例についてご説明いたします。

本案につきましては、ただいま町長から提案理由がございましたが、企業が一定規模の製造工場を設置する際に、現行制度で規定されております緑地等の設置義務がございます。市町村が当該復興特区制度を活用し、独自に条例を制定することで、地域の実情に合った緑地等設置義務の規定を設け、企業立地の促進及び産業の復興を図ることとしております。工場立地法に基づく特定工場届出の現行制度では、緑地面積の割合は20%以上、環境施設面積の割合は25%以上となっておりますが、平成21年3月に条例制定いたしまして、涌谷町企業立地促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条1項の規定に基づく準則で定める条例の乙種区域、主として工業等の用に供される区域では、緑地面積の割合は10%、環境施設面積の割合15%以上としており、現行制度からいずれも10%下限割合を低くして、企業立地の推進を図ってまいりました。

本案の乙種区域の場所は、花勝山の薔薇島工場適地でございます、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項に規定する緑地面積の割合の下限を採用いたしまして、緑地面積の割合を5%以上、環境施設面積の割合を10%以上とし、下限割合をさらに低くいたしまして、企業立地の促進を図ろうとするものでございます。

この条例は、公布の日から施行する。以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 討論を終結いたします。

これより議案第57号 涌谷町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第57号 涌谷町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第8、議案第58号 大崎地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び大崎地域広域行政事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第58号の提案の理由を申し上げます。

本案は、大崎地域広域行政事務組合の規約第3条に規定する組合の共同処理する事務のうち、第7号に規定する知的障害児通園施設の設置、管理及び運営に関することについて変更いたそうとするものでございます。

児童福祉法の改正により、障害児施設の見直しが行われ、障害種別ごとに分かれた施設体系が通所、入所の利用形態の別により一元化され、知的障害児通園施設は福祉型児童発達支援センターへ移行されることとなりました。

この改正に伴い、規約第3条第7号に規定されている知的障害児通園施設の大崎広域ほなみ園が対象となりますことから、知的障害児通園施設を福祉型児童発達支援センターへ変更いたそうとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 健康福祉課長。

○町民医療福祉センター副センター長兼健康福祉課長（佐々木敏雄君） それでは、議案第58号の説明をいたします。

ただいま町長が提案理由でも申しましたとおり、児童福祉法の改正により、これまで各障害別の支援、身体、知的、精神に障害のある児童、3障害対応の施設ということになります。大崎広域ほなみ園は、これまで知的障害児通園施設ですので、3事業対応を目指すものではありませんけれども、主として知的障害をベースに発達障害児、肢体不自由を伴う重複障害児を通わせる児童発達支援事業センターとなるものでございます。児童発達支援事業センターには福祉型と医療型がありますが、ほなみ園は福祉型の施設となるものです。

児童発達支援センターの役割といたしましては、地域支援体制の強化として、通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、地域にいる障害児や家族への支援、それから地域の障害児を預かる施設に対する支援を実施するなどの地域支援を実施しなければなりません。よって、平成25年度から、現在利用している障害児、またはこれから利用を予定している保育所等での集団生活に適応するための専門的な支援を行います。ほかに、関係機関との連携を図りながら重層的な支援を提供するとともに、児童発達支援事業との支援ネットワークを形成するなど、地域支援体制を強化しなければなりませんので、相談支援事業を平成26年度から実施予定で、就学前はほなみ園で、それから小学生から18歳未満の児童につきましては、構成市町村と連携を図りながら行うこととなります。ほなみ園では、常に関係保健師と密接な連携をとりながら、今後も大崎圏域内のネットワークの中で定期的な協議会を開いて、調整などを図っていくというところでございます。

終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 討論を終結いたします。

これより議案第58号 大崎地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び大崎地域広域行政事務組合規約の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第58号 大崎地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び大崎地域広域行政事務組合規約の変更については原案のとおり可決されました。



◎認定第1号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第9、認定第1号 平成23年度涌谷町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 安部周治君登壇〕

○町長（安部周治君） 認定第1号の提案の理由を申し上げます。

本案は、平成23年度涌谷町各会計歳入歳出について決算が終了しましたので、決算書及び附属書類を添えてその認定を求めるものであります。

昨年は、東日本大震災という、これまで私たちが経験したことのないような未曾有の災害に見舞われ、当町においても死者9名、半壊以上の住家被害が877世帯という甚大な被害をこうむりました。このようなことから、一日も早い町民皆様の生活の再建と安全・安心の確保を図るために、一部事業を先送りするなどし、災害復旧を最優先として取り組んできたところでございます。

それでは、まず一般会計について申し上げます。

歳入決算額は87億2,868万2,000円、歳出決算額は84億2,628万5,000円となり、歳入歳出差し引きから繰越明許費繰越額及び事故繰越繰越額を差し引いた実質収支額は1億8,567万4,000円となったところでございます。

歳入では、町税において町民税所得割、固定資産税で昨年度に引き続き減額となりましたが、たばこ税の増税による増額が大きく、町税全体としては前年度対比0.2%増となったところでございます。地方交付税については、特別交付税において東日本大震災に係る復旧・復興事業としての災害復旧事業債相当分を震災復興特別交付税として全額措置されたことから、大幅な増額となりました。また、国庫支出金及び県支出金におきましても、災害復旧事業補助金、災害廃棄物処理事業補助金及び災害救助費負担金が震災関連により大幅な増額となったほか、震災復興基金の創設により、繰入金におきましても増額となっております。

町債におきましては、農業生産基盤整備事業債及び臨時財政対策債で減額となったほか、当初予定しておりました幼保一元化施設に係る児童福祉施設整備事業債、幼稚園整備事業債及び小学校整備事業債が震災により先送りとしたことから、町債総額では30.9%の減額となったものでございます。

歳出では、第4次総合計画のまちづくり基本方針に基づいて申し上げます。

まず、教育と文化のまちづくりにつきましては、震災の影響により、予定しておりました韓国、アメリカとの交流研修事業、学校施設の改修工事、幼保一元化施設改修事業及び城山裏土塁発掘調査については実施できませんでしたが、学校教育における学力向上パワーアップ事業については継続実施し、算数、数学における学力向上に取り組むとともに、幼児、児童、生徒が生きる力を育むことを目指して個性を生かす教育の充実に取り組んでまいりました。

子育て支援としましては、預かり保育等を引き続き実施するとともに、児童館及び2つの小学校で学童クラブを実施し、子育て環境の充実を図ってまいりました。

社会教育においては、涌谷公民館が被災し、公民館での事業は制限されましたが、青少年の健全育成のほか、地域の魅力ある芸術文化の伝承と創造等の支援を引き続き実施するとともに、震災により被災した家屋

等から収集したものを整理、保存するための文化財保存整理事業及び学校放課後子ども教室推進事業を新たに実施いたしました。

次に、健康と福祉のまちづくりについて申し上げます。

町民医療福祉センターでは、国保病院、老人保健施設、世代館、研修館で震災の後方支援を実施いたしました。世代館、研修館におきましては、日本プライマリーケア連合学会ほか、日本イラク医療支援ネットワークなど4団体に解放し、延べ5,789名が利用され、長期間にわたる被災地への後方支援を実施いたしました。また、涌谷町への避難者の実態調査や、支援物資の配布なども実施したところであります。

高齢者福祉につきましては、ゆうらいふにスプリンクラーを設置し、さらに民間のグループホームに施設整備補助を行うなど、介護施設の充実を図るとともに、第5期介護保険事業計画を作成いたしました。また、介護予防事業やひとり暮らし高齢者対策、老人クラブへの助成等、在宅生活の支援も引き続き実施いたしました。

児童福祉におきましては、子ども手当の支給を行うとともに、小学校6年生までの子ども医療費の無料化を継続し、子育て家庭の負担軽減を図りました。また、健康づくりについては、母子保健事業としては、妊婦健診や3歳児までの各種健診等を実施し、また健診実施体制については、国保病院での健診と集団健診の選択制に加え、郡内の受託医療機関においても受診できる個別健診を導入し、受診率の向上を図りました。さらに、健診後の保健指導を実施し、疾病の早期発見、早期治療、介護予防につなげてまいりました。また、予防接種において、これまでのインフルエンザワクチン助成や高齢者肺炎球菌ワクチン及び乳幼児ヒブワクチン助成等に加え、子宮頸がん予防ワクチン助成を実施いたしました。

次に、生産と交流のまちづくりについて申し上げます。

農業振興については、担い手育成総合支援センターを中心として農業の担い手に対する総合的な支援に努めるとともに、戸別所得補償制度への円滑な対応や、食の町民まつり等地域活性化に努めてまいりました。また、土地改良事業としましては、県営土地改良事業の推進を初め、国営江合川地区土地改良事業や涌谷西排水機場施設維持管理の補助を実施したほか、東日本大震災農業生産対策交付金事業により、被害を受けたみどりの農協の涌谷、篁岳各カントリーエレベーターの復旧工事の補助を実施しております。

園芸振興につきましては、パイプハウス整備補助を継続し、また畜産振興については、町単独奨励事業を継続するとともに、貿易事業に対する助成項目を追加し、畜産経営の安定化を図ってまいりました。

商工業振興につきましては、町内中小企業者の経営安定化を図るため、中小企業振興資金の7億円の融資枠や、運転資金に対する融資限度額、貸し付け保証料の全額と利子の一部に対する町独自の補給補助を継続実施し、町内商工業者への支援を実施するとともに、観光栗園整備事業やにぎわい夢ショップ事業の事業委託、桜台帳による計画的な桜の管理を実施いたしました。また、景気悪化や震災により離職を余儀なくされた非正規労働者や中高年齢者等の失業者等に対して、国の緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別基金事業で44名を直接もしくは委託先で雇用し、次の就職までの短期の就業機会を提供し、生活の安定を図ってまいりました。

次に、自然と環境のまちづくり及び快適で安全なまちづくりについて申し上げます。

環境美化については、町民団体等が行うクリーン奉仕活動等を支援し、公衆衛生組合と連携して不法投棄

防止パトロール等を実施するとともに、省エネルギーと停電時の夜間照明の確保を図るため、みやぎ環境税を活用し、役場北側駐車場にソーラー式LED照明灯を設置いたしました。また、し尿やじん芥処理事業等については、合併処理浄化槽の普及を図るとともに、大崎地域広域行政事務組合と連携しながら循環型社会の構築に取り組んできたところであります。

また、生活の安全確保につきましては、震災により被災した住家等の解体、運搬費用の町負担や、半壊以上の被災住宅に対する住宅修理補助、住宅をなくされた方に対しては、町営住宅を修繕して応急仮設住宅として提供するなど、被災者支援を行ってまいりました。このほか、町内各地の放射線量を測定し、広報等で公表を行うなど、情報発信を行ってまいりました。また、消防団活動支援や消防施設の維持管理を図るとともに、地域の自主防災組織に対する資機材購入支援を行い、また交通安全対策にも努め、安全なまちづくりに取り組んでまいりました。

次に、便利な定住のまちづくりについて申し上げます。

道路整備につきましては、災害復旧工事を最優先として実施したほか、交付金事業を活用した北田線道路改良工事や橋長、橋の長さであります。橋長15メートル未満の橋の健全度調査を実施いたしました。町民バスにつきましては、これまで同様の運賃体系を維持するとともに、震災対応として、4月から2カ月間は全ての利用者を無料としたことに加え、震災により住家が全壊した世帯や、住家の流出等により他市町からの避難者に対しては無料パスポートを交付するなど、公共交通機関として大きな役割を果たしてまいりました。

次に、自治と自立のまちづくりでございますが、コミュニティ活動の推進につきましては、地域の自治会活動の支援を初め、学校週5日制対応の地域活動にも支援を行うとともに、地域の集会所等施設整備の支援を行ってきたところであります。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計について申し上げます。

歳入決算額は23億6,448万5,000円、歳出決算額は23億1,265万1,000円となり、歳入歳出差し引き5,183万4,000円を翌年度に繰り越しいたしました。

歳入では、歳入総額の18%を占める国民健康保険税におきましては、震災被災者に対する減免等の影響から、対前年度比9.2%の減少となっております。収納率につきましては、現年分、滞納繰越分とも増加し、全体で1.99ポイントの増加で73.65%となりました。今後ともさらなる収納率向上に努めてまいりたいと考えております。国庫支出金につきましては、震災による国民健康保険税の減免と一部負担金等の減免に伴い、災害臨時特例補助金と特別調整交付金が交付され、対前年度比16.5%の増加となっております。歳入全体では対前年度比3.8%増加したところでございます。

次に、歳出でございますが、保険給付費は歳出総額の63.1%を占め、医療費の伸びと被災者に対する一部負担金等免除で、対前年度比6.7%の増加となっております。歳出全体では、対前年度比4.9%増加したところでございます。保健事業費では、医療保険者に実施が義務づけられました特定健診の受診率は、まだ未確定ではありますが、50%弱となる見込みであります。しかし、国で定める目標は65%ですので、今後も未受診者対策を充実させ、町民皆様の健康保持と疾病の早期発見、早期治療に努めてまいります。

今後の財政状況は、被保険者の高齢化や生活習慣に起因する慢性的な病気の罹患者が増加していることに

伴う保険給付費の増加、また長引く景気低迷と震災等で保険税収入の増加は見込まれません。よって、財政調整基金残高の減少が見込まれますことから、極めて厳しい財政状況にあります。今後も歳入の的確な把握、確保に努めるとともに、特定健診等各種保健事業を推進し、健康な人づくりを通じた健全な国保運営を図ってまいりたいと考えております。

次に、後期高齢者医療保険事業勘定特別会計について申し上げます。

歳入決算額は1億3,417万4,000円、歳出決算額は1億2,868万1,000円となり、歳入歳出差し引き549万3,000円を翌年度に繰り越しいたしました。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料と一般会計からの基盤安定繰入金及び事務費繰入金等でございます。収納率につきましては99.3%で、今後とも収納向上に努めてまいります。

次に、歳出につきましては、被保険者保険料として7,855万5,000円、保険料の軽減に伴う基盤安定化負担金として4,641万9,000円を、それぞれ宮城県後期高齢者医療広域連合に負担金として支出しております。

次に、公共下水道事業特別会計について申し上げます。

平成23年度は、黄金迫前南地内、中江南地内を供用開始区域として拡大したところでございます。工事等につきましては、涌谷浄化センター沈砂池ポンプ等の機械電気設備工事及び汚水管渠等の布設工事を実施したところであり、投資効率の見直しによる認可区域の変更で317ヘクタールのうち80.8%の約248ヘクタールの整備が完了いたしております。水洗化の状況につきましては、1,437戸の世帯及び事業所が接続されている状況でございます。

次に、農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

篔岳中央、上郡、花勝山、生栄巻地区が供用開始をしており、348戸の世帯及び事業所が接続されている状況で、適正な維持管理に努めているところでございます。

公共下水道事業及び農業集落排水事業につきましては、今後ともより多くの町民の皆様が下水道の恩恵を享受できますよう、普及促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、介護保険事業勘定特別会計について申し上げます。

認定者数、サービス利用者数ともに増加し、介護保険給付費総額では対前年度比8.8%の伸びとなっております。今後も高齢化が進むことから、寝たきりや認知症などの介護を要する高齢者の増加が危惧されます。高齢者が介護を要する状態に陥らないように、たとえ介護が必要な状態になっても、状態の改善や重度化防止を図り、生活の質を保持し、安心して生活できる環境づくりを目指してまいります。そして、高齢になっても長く住みなれた地域で生きがいを持って暮らせるような支援対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、水道事業会計について申し上げます。

給水状況としましては、東日本大震災の影響による使用量の減免等により、年間給水量は128万4,000立方メートルとなり、前年度より約8万4,000立方メートルの減少となりました。特に、昨年度は災害復旧事業を最優先とし、町民の大切なライフラインの確保に努めたほか、建設改良につきましては、石綿セメント管更新事業として外作田地内、黄金迫前南地内及び桑木荒地内を実施するとともに、小里琵琶首地内の生栄巻橋添架管改良工事を実施し、管路の整備に努めたほか、福沢地内の福沢テレメーター等交換工事を行ったと

ころでございます。

収益的収支につきましては、収入では総収益3億9,686万円と対前年度比0.8%の減少となりましたが、総費用が3億8,442万3,000円となり、1,244万1,000円の純利益を生じたところであります。これによりまして、前年度繰越利益剰余金35万1,000円と合わせた金額から846万円を減債積立金に、420万円を建設改良積立金に積み立てし、13万2,000円を未処分利益剰余金として翌年度へ繰り越したところでございます。

今後とも安全で安心な水の供給に努めるとともに、なお一層の健全運営の確立に努めていきたいと考えております。

次に、国民健康保険病院事業会計について申し上げます。

患者数は、入院患者数延べ4万3,232人、1日平均118人、また、外来患者数は延べ6万9,779人、1日平均286人で、前年度と比較し入院患者数が1,968人、4.8%の増となり、外来患者数でも5,894人、9.2%の増となっております。

収益的収支につきましては、総収益23億2,446万9,000円、総費用22億3,751万6,000円となり、純利益8,695万3,000円となり、前年度繰越欠損金と合わせ、当年度未処理欠損金として6億5,358万5,000円を翌年度に繰り越したところでございます。

病院事業につきましては、東日本大震災の影響により、施設基準の規制が緩和され、基準を上回る入院患者の受け入れ対応を行い、慢性的な医師不足の中、内科、外科、耳鼻咽喉科常勤医の着任、健診センターによる町内全地区を対象とした特定健診、特定保健指導など、サービスの向上に努め、前年度に比べ、外来、入院とも医業収益が増加し、黒字決算となっております。

今後の病院事業につきましては、涌谷町町民医療福祉センター改革プランに基づき、経営の健全化を維持するとともに、管理者であるセンター長との協力のもと、医師確保を図り、収支の黒字化が継続されるよう努力をしていかなければならないと考えております。

次に、老人保健施設事業会計について申し上げます。

入所者数は延べ2万8,965人、1日平均79人、通所者数は延べ1万2,012人、1日平均33人と、前年度と比較して、入所で1,027人、通所で497人、それぞれ4%の増となりました。

収益的収支につきましては、総収益5億2,460万8,000円、総費用4億8,331万5,000円で、純利益4,129万3,000円となり、前年度繰越欠損金と合わせ、当年度未処理欠損金として1億5,764万4,000円を翌年度に繰り越したところでございます。

老人保健施設事業会計につきましては、社会保障費の中でも依然として介護報酬は低い状況にありますが、東日本大震災の影響で、国保病院との連携による受け入れや、後方支援施設として定員を上回る入所者の受け入れ対応を行い、収益は黒字決算となっております。

今後の老人保健施設事業につきましては、管理者であるセンター長との協力のもと、関係機関との連携強化を図りながら、介護の質の向上、そして施設利用における安全度の向上を目指し、利用者及び家族に喜ばれるような施設運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、訪問看護ステーション事業会計について申し上げます。

利用者数は、訪問看護で延べ3,619人、1日平均15人、訪問リハビリで延べ3,939人、1日平均16人と、前

年度と比較し、訪問看護で72人、2%の減、訪問リハビリで353人、8.2%の減となっております。

収益的収支におきましては、総収益5,999万2,000円、総費用6,335万2,000円で、純損失336万円となり、前年度繰越利益剰余金と合わせ、当年度未処分利益剰余金として1,454万円を翌年度に繰り越したところでございます。

訪問看護ステーション事業につきましては、医療依存度の高い方の入院や入所により、訪問看護の回数が大きく減少したところでございます。今後、管理者であるセンター長と協力のもと、各医療機関等への働きかけも含め、在宅医療、在宅介護を必要とする新規利用者の確保や利用者のニーズに応えられるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、各会計について申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長等から説明いたさせますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時21分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開します。

続いて、監査委員の監査報告を求めます。柳渕代表監査委員、お願い申し上げます。

〔代表監査委員 柳渕 茂君登壇〕

○代表監査委員（柳渕 茂君） こんにちは、監査委員の柳渕です。この壇上でお話しするのは、これで2回目でございます。昨年9月の22日に、皆さんのご同意のもと、行政あるいは会計上の専門家でない立場で、平均的な住民目線で監査業務をいたしますという挨拶をもとに、10月の1日付で就任して、はや11カ月目ということになっております。それで、その毎月の例月のほうの出納検査だったり、また住民監査請求だとか、あるいは定期監査、行政監査、その間に今度は議会の出席ということと、それで最終的には決算審査というところまで、なれない毎日が非常になんか早く、振り返ってみますとまだ11カ月しかたっていないのかというのが実感でございます。それで、この決算監査を含めて、監査の報告というのは、私は住民がその予備知識だとか、あるいはその専門性を持たない段階で、よりわかりやすい、容易に理解できる監査にできればなということで対応してまいりましたが、ふたをあけてみますと、なかなか広い範囲でそう簡単にはご説明できないと、いかにそれをわかりやすく説明するか、あるいは報告するかということで、今後ともそういう対処で一応務めてまいりたいと存じます。

それでは、杉浦監査委員さんとおの独立した立場で、当然のことながら監査を行ってまいりましたが、代表して平成23年度一般会計初め各種特別会計7件分、それから企業会計分4件の決算審査の結果について報告を申し上げます。

例年どおり、配付されてありますその一般会計及び各種特別会計に係る決算報告審査、この記載順にご報告いたしますが、この件につきましては、予算の執行及び事務執行状況について、各部門ごとに記載してご

ざいますが、先ほど提案理由として町長のほうで大分詳しく申し述べられましたので、私のほうはそのうち特に、今回新任として初仕事、初体験として報告する中で、特に気づいた点をお話ししてみたいと思います。

それでは、こちらの平成23年度一般会計及び各種特別会計に係る決算審査報告書、お渡しした1ページをまずお開きいただきたいと思うのですが、審査の対象は、平成23年度一般会計及び各種特別会計歳入歳出決算書並びに証拠書類、それから平成23年度歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書、そして平成23年度各種基金運用状況。

審査の期間ですが、こちら記載してございますとおり、平成24年の7月5日から7月20日まで、実質審査期間8日間です。

審査の手続きといたしましては、平成24年の6月6日に審査に付された23年度涌谷町一般会計及び各種特別会計の歳入歳出決算について、町の監査基準に基づいて、現地踏査を含め下記の点を重点に審査を行いました。その結果、審査の結果でございますが、内容からお話ししますと、決算の計数が正確であるか。それから、予算の執行が適正に行われているか。それから、財政運営が適正かつ健全に行われているかなどを主眼に置くとともに、公有財産、基金、債権及び物品の管理等に留意しながら帳票、証書類を精査して、例月出納検査、定期監査等において留意事項について責任者及び関係職員から資料の提出と説明を求めて審査を実施したところでございます。

その結果でございますが、いずれとも計数は正確でございます、予算執行の内容は適正妥当であるというふうに認められました。

基金の管理については適正に管理されておりました。

公有財産の管理について、おおむね良好と認められるものでございます。

決算の概要でございますが、資料でお渡ししていますその認定1号の部分、一般会計については12ページ、それから健康保険事業勘定については10ページ、それから各後期高齢者医療保険事業勘定及び宅地造成事業、公共下水道事業、農業集落排水事業、それから介護保険事業勘定、介護支援事業勘定とも、これは6ページの方に書類がございます。

それで、重複を防ぐ意味で、印刷されてございますので、大まかに言いますと、当年度平成23年度の一般会計歳入歳出の状況からしますと、歳入が87億2,868万3,000円に対して、歳出が84億2,628万6,000円ということで、翌年度に繰り越すべき財源、実質収支が1億8,567万4,000円となって、黒字決算となっております。

特別会計の決算総額については、歳入が48億3,013万7,000円、支出については46億8,231万6,000円ということで、実質収支については繰り越すべき部分を差し引いて9,824万円、これも黒字決算となっております。

この一般会計における財源別収入の関係なんです、細かい部分はあるのでございますが、自主財源の部分が23.90と若干ポイントが下回っていますが、何しろ分母が多くなった部分ということもございます。それで、歳出の状況では、目的別で分類すると、災害復旧費、災害に伴う民生費、総務費の基金等の積み増しなどで25.0%増加したということで、性質別の分類では対前年度の人件費の減少によって、義務的経費が0.4ポイント減少しているということです。

財政分析指数、こちらは表に載せてございますが、この財政力指数については3年間平均であると、ほぼ

同じくらい、ほかの部分を見てもほとんど比率が一応改善されております。当年度は、この23年度につきましては、東日本大震災による特殊事情で、国の交付金やあるいは繰り越し事業などの影響で、正確な判断はこの指数で推しはかることは妥当ではないかもしれないんですが、比較的安定した形で推移してきているものと言えらると思います。

それから、各基金の残高については、附属書類は12ページで、各基金の管理については適正であると認められます。

それでは、一般会計において、先ほど大分町長のほうで詳しく述べられておりますので、重複しない程度にお話ししたいと思うんですが、この5ページの部分で、その町税の収入済額が、この歳入総額に占める割合、こちらは一応15.88%、対前年度で4.05ポイント減となると、それで収納率については91.82%、対前年度と比較で1.18ポイントの増となったという部分、この内容から、懸案となっている町税等を含む滞納あるいは不納欠損問題については、景気の低迷だとか、あるいは震災による雇用情勢の悪化が続く中、毎月の例月出納検査でも注視しておりました。予想に反し、非常に収納実績については、額の多寡はあるんですが、担当職員の地道な努力と県の地方税滞納整理機構との連携などによって、一定の成果を着実に上げられていることは、その努力に敬意を表するものと評価したいと思います。また、一方で、この滞納部分がどこからの原資かということを考えてみた場合に、例えば保険金だったり、あるいは義援金などの受領に伴う好影響とも考えられることを考えますと、次年度以降のその不安材料も考慮しなければならないものかとも思慮されます。諸税等のその滞納問題については、言うまでもなくこの安定した財源の確保と住民の公平負担といった、いわば自治体運営の根幹にかかわる問題を含んでいるだけに、引き続き納税意識の啓発と高揚に一層心がけ、今後とも全庁挙げて情報を共有して取り組みが一層求められることから、重要課題の一つとしてまた改めて認識をお願いするとともに、引き続き財源確保に努めて新規の滞納者、早期把握だったり、あるいは納税相談による滞納原因を速やかに把握するなどして、新規の滞納者を常習の滞納者にさせない防止策を期待したいと思います。

これからは、歳出のほうなんですが、歳出のほうにつきましては、これから先ほどお話ししましたように、予算の執行の関係それから行政事務執行の関係、各部門ごとにまとめてみたんですが、そのうち特に気づいた点だけ申し述べてみたいと思います。

議会関係部門、こちらは内容的な部分で予算との執行率は99.65%という部分で、増加したこの歳出の総額が若干9.04%の増ということなんですが、この要因については、議員年金廃止に伴う共済費の増で3,100万円が増加したが、この議員提案の条例改正によって、議員報酬10%減額するとともに、費用弁償を支給しないことをしたために、総額では949万7,000円の増にとどまったということでございます。

それで、総務関係部門につきましては、こちらは一つは執行率が98.85%、まとめてみたこの7つほどあったんですが、定員適正化計画では、普通会計部門については平成22年の163人から、平成24年には155人の8人減となり、目標の156人を達成することになると。平成24年度末から、これから4年間で40人が退職予定となっておりますが、その職員の減少の削減が、先ほどの滞納含めて業務に直接支障が出ると考えられるため、計画的な職員採用を図っていく必要があるのではなかろうかと。また、公営企業部門につきましては、平成22年の150人から、平成24年には158人、8名の増となりますが、こちらは主に病院だとか老健施設等の

医師、看護師等の採用でございます。

それから、この総務関係費で大きいのは給与費なのですが、給与費につきましては、対前年度比較して4,816万1,000円の減と言うことで、総額で13億8,774万7,000円ということになっております。

「広報わくや」について、こちらは一般の部分で、この外部から見た場合の内容でちょっと気づいた点が、これから申し上げる点なんです。が、「広報わくや」については、多くの広告が掲載できるように、広告料を変更せず広告枠のサイズも半分にはしていると、今後とも「広報わくや」の掲載内容についてはできるだけ簡潔にして、スポット的記載内容に心がけ、お知らせ版と合わせ、さらにより多くの広告掲載ができるよう、町内業者の振興策として利用を図るなど検討されるとともに、ホームページの充実等を含めて町民に読まれ、より親しまれる広報誌面作成及び情報発信に力を入れるよう望むものでございます。

それから、組織体制として、企画財政とが同一の課で執行事務として適当なのかどうか、こちらが疑問が残るところでございますということを入れておきました。

あと、財産の管理については、健康パークのもう一步の有効的活用方法があるのではなかろうかということとを再検討していただければと。

それから、今病院のほうで行ってありました「みんなの声」というものを、こちらの本庁のほうにも取り入れてはどうかということ。

それから、総合窓口については、時間延長サービスを毎週水曜日実施しているわけなんです。が、この窓口業務が一番町民に接する部分で、サービスをより感じられる部分として、この50日間で211人の利用があったと、今後ともこの総合窓口というのは、町民にさらに利用しやすいサービス提供を図っていただきたいということ。です。

それから、民生関係部門、それから衛生関係部門、これはこれを参考にさせていただきまして、10ページの農林関係部門、こちらが対前年度の20.09%の減だと、これは平成22年の特別要因として、国営の土地改良事業の繰上償還金があったためということでございます。それで、農業の振興として、この従来から実施されております担い手育成事業、あるいは農作物の病害虫防除事業の継続は、これは当然でございます。が、農業後継者の育成を図るため、生産者と消費者とのその「食」と「農」をテーマに交流を行った「わくや発食の町民まつり」こちらは地域活性化のための事業でもありますし、地産地消の普及活動の展開と食育による健康管理を取り上げた、時宜に合った事業と思われ。ます。この事業は、健康づくりの一環として、涌谷町食育推進事業として町民に定着するよう、協議会を中心として啓発活動を展開して、さらに推進すべき事業だと思われ。ます。

それから、商工関係部門として、中小企業の融資については、平成23年度貸付承認件数、主に建設業あるいは卸・小売業に対して、対前年度30.3%の増となっております。が、この震災での関係、それから復興に関して資金面でのこのバックアップが図られているのではないかと。思われ。ました。

それから、下に載ってましたのは、昨日10番の木村議員さんが一般質問で出されておまして、重複します。ので省略したいと思うんですが。

そして、土木関係部門と、こちらはそのまま参考にさせていただいて、消防関係部門、これは昨年その東日本大震災、9月の台風15号による水害の経験から、いつ発生するかわからない災害に対する備えのため、

共助の大切さを町民に対して啓発して、自主防災組織支援事業、防災ステーション整備事業の推進など、ハード・ソフト両面から防災対策をさらに進めるべきだと思われました。また、今後とも、昨日の一般質問でもございましたが、放射線量の測定結果の迅速かつ正確な公表を行うなど、町民の安心・安全のため情報発信をさらに推進していただきたいと。

教育関係部門では、こちらが執行率が97.04%で、対前年度で16.46%減になっておりました、歳出のほうですね。これは、前年度と比較して、支出減額の主な要因につきましては、平成22年度には小里小学校の校舎耐震補強工事、それから月将館小学校の校舎改修工事等が実施されたためでございます。この涌谷第二小学校と第三小学校を統合して、平成23年4月1日から月将館小学校として開校したところでもあるんですが、学校等の適正規模、適正配置に関しては、子供たちの学力向上もさることながら、学校施設の管理経費の面を含めて、さらに安全で安心度の高い環境整備を検討すべきであると。

それから、奨学金の貸付事業については、本年度10人に貸与しているんですが、社会情勢を反映して、未償還者が増加してきている現状でもあります。その対策として、利用者本人の自覚を促すためにも、直接本人面談の機会を設けて、卒業時には涌谷町の職員となっていただくべく、その採用のための募集要項なども送付して、人材確保を検討してはいかがですかということを入れておきました。この中で、後段のほうで昨日この文化財あるいは郷土愛を含む一環ということで、昨日このお話も13番の大橋議員さんの一般質問で出ましたので、この部分も省略してみたいと思うんですが、体育施設利用については、基本的にはこの管理上B&Gの海洋センター、あるいは勤労福祉センター、箕岳地区の町民体育館及び涌谷スタジアムなどの施設使用は、条例によりますと原則有料と規定されていると、現実にはプールを除いてそのほとんどが無料で提供、利用されていると。各施設とも、それ相応の恐らく原因はあろうかと思いますが、近隣市町のその状況等を調査の上、施設使用料の徴収について再検討をしていただいたほうがいいのではないですかということです。

それで、今回のこの一般会計の決算審査における特筆すべきこととして、学校給食センターにおいて、給食費未納者に対する徴収について、こちらが本年度は99.93%、現年分ですね、未収繰越分で対前年度23.76ポイントの増という部分で、大幅な一応増となっております。その要因について聞き取りをさせていただきましたら、徴収手法の工夫だったり、あるいは税の徴収部門等とのさらなる連携が実を結んだものと思われました。担当職員の努力は大変なもので、改めて大いに評価に値するものではないかと思われま。今後とも、関係各課と連携をとりながら情報を共有していただいて、ほかの未納あるいは滞納の関係の問題の解消に努めていただきたい。

その他として、これは災害復旧費なんですが、大分繰り越しの部分があって、これを勘案すると執行率は98.64%と、これは東日本大震災からの復旧にかかる事業が大部分でございまして、資材だったりあるいは労務費等の高騰、応札がないという部分で、予定どおりに進められない状況は今後もある程度予想されるんですが、繰越事業については早期の執行に努められたいということ。

これが一般会計部門なんですが、議長いかがですか。ここでまだ進めていいですか。（「まだ時間ありますから」の声あり）そうですか。

これから、では特別会計の部分7件分なんですが、この中で歳入につきましては、対前年度の9.16%の減

免等がございまして、あったんですが、収納率については現年度分で3億7,808万3,000円、収納率が87.91%、全体の収納率が73.65%ということで、対前年では1.99ポイントの増となっております。この収納率については、最近の地域経済情勢によって年々低下しているところではございますが、その東日本大震災の影響によって予想された落ち込みにはならなかったということです。

それで、歳出なんですが、全体で対前年度4.89%の増で23億1,265万2,000円。この結果、財政調整基金現在高が2億5,495万2,000円を確保して、国保会計全体で5,183万4,000円を次年度に繰り越すこととなった。しかし、これは今後も医療費の大幅な伸びが予想されますし、保険料の伸びは余り期待できず、基金の残高は減少する一方で、財政状況は今後ますます厳しくなることも予想されるのではないかと思います。

こちらの表はこのまま参考にしていただきまして、こちらの国民健康保険事業勘定の特別会計について、意見として19ページに記載してあるんですが、この国保運営は、涌谷町町民医療福祉センターシステム構想に基づいて、各種健康教育、受診の適正化、医療費の抑制に努めてきたところであると。わくや健康ステップ21事業を継続実施し、各種保健事業をさらに推進するとともに、4年目となる特定健診、それから特定保健指導について、医療福祉センター全体でさらなる受診率の向上を目指すよう期待するものでございます。

それから、国保財政の安定化は、医療費の増加あるいは保険料の減収等によって安定していないのが現状でございまして、平成20年度後半から不況の影響は24年度課税における所得の減少にもあらわれておりまして、調定額が対前年度で減少がされております。さらに、1人当たりの医療費が逆に増加して、保険給付額が年々増加しており、財政調整基金の額も年々減少してございます。

今後、安価なジェネリック医薬品の使用促進のため、ジェネリック医薬品を使用した場合の差額通知等、国民に医療費の抑制を促すような方策の実施を期待するとともに、今後の国の制度及び医療費の動向に注目しながら、国保事業の健全運営になお一層の努力を望みたいと思います。

後期高齢者医療保険事業勘定、それから宅地造成事業勘定は、ご覧いただきたいと思います。

公共下水道事業特別会計につきましては、実質1,675万円ほどの黒字計上にはなっておりますが、本事業の効率化の関係では、なかなかその接続率の関係だったり、あるいは水洗化率だったりということもあるんですが、この事業認可の区域の見直しを実施されているんですが、この供用開始後の接続件数につきましては、やや低調であります。この要因については、やはり長引く経済不況とあわせて、核家族化現象あるいは高齢化問題等、社会的な構造変化の中で加入率の向上が図られない現状と考えられると思うんですが、本年度は、アルプス電気の接続によって、汚水量や使用料が通常の新規接続件数による増加量よりもはるかに上回って増加してございます。

下水道事業につきましては、この受益者負担金の滞納繰越金額、こちらが年々増加している状況等から推察しますと、接続率の推移あるいは町の今後の推計人口、あるいは高齢化率等を前提に、今後見込まれる事業費と対比し、計画の凍結等見直しを含めて事業の推進には慎重な対応が必要と思われる。

農業集落排水事業特別会計、それから介護保険勘定特別会計はご覧いただきたいと思います。

一般会計とそれから特別会計との決算の総合意見として申し上げますと、23年度の各会計の決算については、それぞれ会計ごとに審査結果を述べているとおりでございます。それで、各会計の収支残高をもって決算は終了しているんですが、昨年3月11日の東日本大震災以降、平成23年度一般会計及び各種特別会計が

特別な状況に置かれていたことは、その歳入歳出決算総額から見てもおわかりいただけるものなのですが、その事務量が大幅にふえた特別な状況の中で、逆に職員数は減少しているというところで、その職員に対する事務執行努力に対しては、やはり評価すべきものと思われました。しかし、どうしても我が国のその経済状況、あるいは今後も景気低迷が予想されることに加えて、国あるいは県を通じての歳入の不透明さも十分これは考えられまして、財政状況は一層厳しさを増すものと推定されることから、国の動向を十分注意していただくとともに、町独自の財政運営の健全化に向けた努力がさらに求められるものと思います。

今後の行財政運営にあたっては、限られた財源をいかに有効に活用し、これは地方自治法の立法主旨にも当然出てくるその最少の費用で最大の効果を上げるという部分、これは当然のことながら、長期的な展望のもと、引き続きこの経常経費の関係を注意しながら、新規起債額については極力当年度元利償還額内にとどめられるような方針で、慎重に対処されるよう心がけ、さらに自主財源の確保に努め、財政健全化の維持の部分、方向的にはその財政健全化の方向ではございますが、なお一層努力されることを望むものであるということで、一般会計、特別会計の部分を報告したいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 代表監査委員さん、あと企業会計の監査については、午後に持ち越したいと思います。（「はい。ということで、以上終わります」の声あり）

ご苦労さまでした。

それでは、昼食のため休憩いたします。午後は1時から開始いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

午前に引き続き、柳渕代表監査委員、監査報告をお願いします。

○代表監査委員（柳渕 茂君） 引き続きまして、企業会計4件分としまして、平成23年度水道事業会計、涌谷町国民健康保険病院事業会計、老人保健施設事業会計及び訪問看護ステーション事業会計について申し上げます。

審査の対象につきましては、水道事業会計のほか3件、国民健康保険病院事業会計決算、それから老人保健施設事業会計決算、訪問看護ステーション事業会計決算の4件について審査の対象にいたしました。

審査の期間につきましては平成24年6月6日から6月8日まで、実質審査期間3日間。

審査の手続きにつきましては、平成24年度6月6日、審査に付された平成23年度決算書類及び事業並びに経営状況が適正であるかどうかを審査するため、事業の実施状況、財政関係諸帳票、それから証拠書類等を精査し、必要と思われる諸資料を提出させ、責任者より聴取するとともに、町の監査基準に基づき、下記の点に重点を置き通常行われる審査手続きで実施をいたしました。

審査の重点事項につきましては、水道会計は収益的収支及び資本的収支の状況、配水量及び給水量の状況、企業債の償還状況、料金体系の状況、受水費の動向、水道事業第5次改良拡張整備計画の進捗状況、公共下

水道事業、それから農業集落排水事業との関連状況。

それから、国民健康保険病院事業会計につきましては、収益的収支及び資本的収支の状況について、患者の動向、それから地域包括医療の病院としての対応状況、診療体制の状況、一般会計との関連性。

老人保健施設事業会計につきましては、収益的収支及び資本的収支の状況と、それから入所・通所者実績の状況。

訪問看護ステーション事業会計につきましては、収益的収支の状況と、それから利用者実績の状況でございます。

審査の結果として、こちらは6ページの方に飛んでいただきまして、水道事業会計といたしましては、平成23年度の業務実績は、年間有収水量が128万3,896立方メートルで、前年度と比較して8万4,058立方メートル減少しており、有収率につきましては77.2%、11.4%減と大幅に減少してありました。

給水人口が前年度に対して97人の減少で、給水戸数は77戸の増加、年回配水量の11万8,731立方メートルの増加につきましては、1日平均配水量から見ると約26日分に相当するものであります。この供給単価と給水原価を比較すると、有収水量1立方メートル当たりの給水単価が288円88銭に対して、給水原価が293円8銭となっており、結局これは逆転して給水原価が4円20銭上回っていると。

これら一連の数字につきましては、昨年その大震災によって3月分の請求が1カ月おくれだったり、それから減免、他町村への救援給水だとか、病院施設への給水等で生じた特殊事情を考慮すると、やはりある程度やむを得ないことと思われました。平成24年度においては、有収率の向上を期待するものでございます。

本年度、宮城県大崎広域水道と交わしております責任受水量148万9,440立方メートルに対して、実績受水量が160万7,232立方メートルとなっており実績が11万7,792立方メートル上回っております。福沢で行っています揚水のその施設能力に余力があり、なおかつ人的対応が可能であれば、高額な受水費を支払うより揚水をさらに活用すべきであると思われました。

建設改良では、上水道第5次改良拡張整備計画に基づきまして、平成24年度までの継続事業で実施しております石綿セメント管更新事業及び福沢地内の福沢テレメーター等の交換工事が計画どおり施工され、漏水管理の面から評価に値するものであり、漏水の減少や施設管理の効率化が一層期待されるものと思われま

す。給水人口の減少や経済事情によって、具体的な給水量の増加策が見出せない事情、それから本年度のような、特殊事情があったとはいえ、今後とも公共下水道あるいは農業集落排水への接続率向上とあわせて取り組むとともに、経費の節減や経営改善などの企業経営の健全化に常に努力するよう望むものであるということにしております。

次に、国民健康保険病院事業会計について申し上げます。ずっとこの資本的収入及び支出でありますとか、補助金、負担金の関係、それから備品の管理状況等、11ページの意見として、平成23年度の医業収益につきましては7.88%、これは入院収益の部分ですね、10億5,680万1,000円、外来収益でも11.30%増の8億2,755万4,000円、収益的収入が前年度比14.45%増の23億2,446万9,000円、収益的支出で8.70%増の22億3,751万6,000円となっております。

結局、収支においては8,695万2,000円の黒字計上となって、前年度繰越欠損金7億4,053万8,000円と合わせて、当年度未処理欠損金6億5,358万5,000円を翌年度に繰り越したことににつきましては、改革プランによ

る平成23年度での黒字化が図られたことを評価するとともに、この経営努力については当然認められるものと考えます。

本年度、23年度につきましては、昨年その大震災の影響によって、先ほど町長がお話のように、施設基準の緩和によって、沿岸部の後方支援病院として大活躍されまして、4月以降も基準を上回る入院患者の受け入れ対応を行ったこと、あるいは内科、外科、耳鼻咽喉科の常勤医師をお迎えして13人の常勤医師、さらに眼科、皮膚科、神経内科、婦人科、東洋医学外来の応援医師を加えた診療体制によって、入院患者で延べ4万3,232人、4.77%増、患者数で1,968名、外来患者につきましても、患者数で5,894人増、年間6万9,779人、9.23%増が収益に直接これは反映されたもので、通常とはちょっと比較はできないかもしれませんが、やはり安定した事業収益には医師の確保が重要な要素と思われます。今後も医師のその確保対策に、引き続き望みたいと思いました。

また、本年の平成23年に予算執行された器械備品等で、直接踏査してまいりましたが、オーダリングシステムあるいはX線一般撮影システム、温冷配膳車などにつきましては、患者側にとっても利便性があって、医師の診療にも有益で、収益面からも一応期待できるものと感じました。ただ、その医療機器の購入契約に当たっては、若干その特殊性から一段と公明性を持てるような担保が必要であり、常にその点に配慮していただきたいと、引き続き適正、適切な事務執行を要望したいと感じました。

今後とも、患者からの「みんなの声」を活用して、一体となって涌谷町町民医療福祉センターシステム構想に基づく「保健・医療・福祉・介護」の包括システムを生かした在宅医療、質の高い医療サービス、健診の受診率向上に努力するとともに、老人保健施設事業あるいは訪問看護ステーション事業と連携した、町民及び患者から信頼される病院経営を期待したいと思いました。

次に、老人保健施設事業についてでございます。こちらは一応先ほどある程度町長のほうでもお話したんですが、利用者動向調べ、あるいは収益的収入、支出の関係、資本的収入、支出の関係、経費の前年度対比の部分を一応記載してございますので、意見として15ページに一応記載いたしました。平成23年度事業収益については、入所収益で前年度比4.50%の増、3億5,469万4,000円、通所収益でも3.36%増の1億1,899万2,000円。収益的収入が前年度比8.30%増の5億2,460万8,000円、収益的支出で3.37%減の4億8,331万5,000円。結局こちらは4,129万3,000円の黒字計上となったと、その当年度の未処理欠損金1億5,764万4,000円を翌年度に繰り越したものです。

この平成23年度につきましては、やはりこちらも大震災の影響によって施設基準の緩和に基づきまして、その健康保険病院との連携によって受け入れ、あるいは沿岸部の後方支援として、4月以降も定員を上回る入所者の受け入れ対応を行い、おおむねこの業務予定どおりの実績になったことが収益に反映され、黒字となったものと思われます。昨年度まで赤字から23年度は黒字への転換は、経営努力としても評価ができるのではないかと思います。

また、常にこのベッドの効率的な利用でありますとか、新規利用者や通所利用回数をふやして収益確保を図ったことなどは、常にやはり職員のほうはこの部分を気にされていまして、その部分の努力を認められるものと思われます。

今後は、この震災後の経営における好影響はないものと見て、経費を効率的に執行して、経営改善を図り

ながら安定的な施設運営を行うとともに、併設医療機関である国保病院と密接な連携によって、安心度の高い施設利用と地域に開かれた施設を目指して、町民を含め施設利用者から信頼される事業となるよう期待をしたいと思いをします。

次に、訪問看護ステーション事業会計についてでございますが、こちらは収益的支出及び支出の関係で、意見としてまとめましたのは、こちら17ページに記載してあるんですが、平成23年度の収益については、収益的収入が前年度比5.39%の減、5,999万2,000円、収益的支出で3.47%の増と、それでこちらは、今までは黒字だったんですが、この平成23年度は損失計上となりました。それで、未処分利益の剰余金として1,454万1,000円ほどを翌年度に繰り越してございます。

利用者については、訪問看護について前年度に比べて72名減と、それから訪問リハビリで353人減と、本事業につきましても、従来から健全な事業実績を継続してまいりましたが、23年度は理学療法士1名増員とはなったものの、作業療法士1名が減に加えて、産休だとか、それから育休等で、職員の欠員が直接ある程度収益に影響したものと思われました。

本事業の収益については、もともとマンパワーの占める割合が高いサービスということもあって、利用者の要望にいかに対応していくかが重要であります。専門職員の配置については、経営的運営を考慮しながら、引き続き適切な人事管理を行って、事業の健全化を望みたいと思いをします。

今後も在宅医療の一翼を担う事業でございますので、涌谷町町民医療福祉センターシステム構想に基づいて、国保病院あるいは老人保健施設や地域医療機関、民間介護支援事業との連携強化に努め、利用者の要望に安定的に応えられるよう期待するものであります。

以上で、全会計の報告を申し上げましたが、監査委員としての業務は非常に広範囲にわたって、非常勤でありながらなかなか困難性がございます。それゆえ、研修には積極的に参加し、住民の要望に応えられるよう努めていかなければと強く感じました。先週、職員の方には、そのいろいろな補助金にかかわるその収賄あるいは横領等の汚職事件のこと、それから日常のその事務執行に当たっては、あくまで住民が主体で、住民本位と直接感じられるような対応を心がけていただきたい旨を講評として話させていただきました。

最後に、本審査報告に一言つけ加えさせていただくと、財政健全化は、健全化として一定の方向性を保ちながら、この復興町づくりマスタープランを初めとする一歩先の将来を見据えた積極的な企画力を発揮されることを望み、報告を終わりたいと思いをします。以上です。

○議長（遠藤 稔君） 以上をもって町長の提案理由の説明及び監査委員の監査報告は終了いたしました。

これより町長及び監査委員に対する総括的な質疑に入ります。質疑ございませんか。14番。

○14番（大泉 治君） 今までの監査報告書に比べ、非常に中身が個別的にも踏み込まれたすばらしい報告書であるというふうに評価いたします。しかしながら、一つだけお尋ねしたいと思いをしますが、例えばその具体的な提案、そういったところまで正式な監査報告書という形の中で、文章として挙げられております。このことに対して、現在の条例等の中では公告、もちろんこれは自由に閲覧できる文書でございます。しかしながら、こういった提案も含めたものに対しては、執行部としては文書をもって回答を出さなければならぬように、私の認識が間違いでなければそういうふうになっているはずでございます。こういった提案に対して、具体的に早速執行部側、町長としても検討を始め、その結果について報告する義務も生まれてま

いますので、その点について、今後この報告書に基づいてどう対処していくのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） ただいま一般会計ほか特別会計、そして企業会計の監査報告、議員の方々とともに聴取させていただきました。ただいま質問者おっしゃるように、これまででない監査報告であったなというふうに私自身も認識しております。そしてまた、先般の職員に対する、あるいは私ども三役に対する監査報告に対する講評等々も含めまして、改善すべき点あるいは見直しをしなければならない点、多々あるんだなというふうに認識もいたしました。これについては、やはり皆さんとともに、議員の皆さんとともに、新たな認識の中に、涌谷町のまちづくりあるいは町民の安心・安全、あるいは福祉向上のためにといつも言っておりますけれども、前に進めなければならないというふうに私自身思っております。まず、行動を起こさなければ前に進まないというのは私の持論でございますので、議会の皆さん方もともに汗をしながら、しっかりとこの監査報告に対する前向きな姿、いわゆる1万7,500人の町民のために、しっかりと頑張っていくというのは共通の姿であろうというふうに思いますので、どうかこれからも議会を通じて、そしてまたいろいろなこの事業、あるいは研修等々を踏まえまして、ご指導のほどをお願い申し上げたいというふうに思います。この報告については、しっかりと受けとめながら回答したいというふうに考えております。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 14番。

○14番（大泉 治君） 特に気づいた点といいますか、しっかりと回答してまいるということでございますが、例えばページの7ページ、8ページ、丸がついておりますけれども、例えば企画と財政とこの文書できちんとうたわれております。そのことについて、この丸項目一つ一つについて、これはその監査委員さんから出されたものですから、報告書だから回答すべき部分なのかどうかわかりませんが、これは文書で出す必要があるのか、回答をですね、その辺は私も今ははっきりした部分ではございませんけれども、各項目ごとにこれはそれぞれ、私らも含めて回答をきっちり出さなければならない部分だろうというふうに思います。そういったことについて、ただ検討するというのではなくて、そのできるか、できないか、例えばその下の健康パークの問題にしても、活用するのか処分するのかということも、結果として出さなければならない。一つ一つを申し上げればさまざまありますけれども、そういった部分についてしっかりとした執行部の対応をぜひお願いしたいと。監査委員さんとしての指摘事項は、決して間違っているというふうには思いません。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） それも含めて、庁舎内で検討してまいりたいというふうに思っております。ただ、ここで今、④企画と財政が同一の課で執行事務ということについては、現在行革プランナー会議、行革調整会議を何回かにわたりまして、班長あるいは課長クラス等々も踏まえて、いろいろな角度から調整をしておりますので、それについては12月の議会あたりまでには、何とか報告申し上げたいなというふうに考えてはおります。そしてまた、ただいまいただきました一つの例として、健康パークの有効活用、あるいは処分の仕方等々についても、果たしてこれで簡単に処分していいのかなのか、これについても議会の議員の皆さん方と深く議論をしていかなければならない事項だというふうに考えております。でありますので、ぜひ議員の方々も、将来の涌谷をどのような姿で位置づけるのかということについても、全員の議員の皆さん方

の共通認識の中でいただければ、執行部としても運用しやすいのかなと、いわゆる執行しやすいのかなというふうに考えておりますので、この単に行政に任せるだけではなくて、この監査報告をさらに議会の中でも一つの大きな転換の年であると、いわゆる大震災後のまちづくりの転換の時期としてちょうどいいこの監査報告があったのかなというふうに私自身も認識しておりますので、ぜひその面でも議員の皆さん方にも一層よろしくご指導のほどお願い申し上げたいというふうに思います。

○議長（遠藤稔雄君） 次に。8番。

○8番（門田善則君） 代表監査委員さんのほうにお伺いいたします。

監査ということで、今回就任しまして、初めての決算ということでご苦労なされたなというふうには思いますが、恐らく今までの事例として、先輩方が行われてきたその監査報告書なりを恐らく見たというふうには私は考えるわけですが、そういった中で、今回今町長も言っていましたけれども、大泉議員さんも言われましたが、踏み込んだ解説の部分が多々、前のものに比べて多いなというふうに私自身感じました。特に、自分の発想、監査委員さんの発想がこの文書の中に入れられるということ、普通安価な薬品だというふうな捉え方と、ジェネリックというふうな名前を入れるということ、また、街の駅的な発想はどうかとか、そういったようなまちづくりの発想としてそういうものも考えられるのではないかとというふうな書き方もあると思うんですけども、その辺あえてそういった名前を入れてということについては、どのような感想の中であえて入れたのか、ちょっとお聞かせ願えればなと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 代表監査委員。

○代表監査委員（柳瀨 茂君） 8番議員さんにお答えいたします。なかなか答弁というのは、私なれていないものですから、失礼があったらお許しいただきたいと思うんですが、やはり全く初めての監査するに当たって、先ほどもお話ししましたように、非常に広範囲にわたって、どんなあんばいで報告をまとめるべきかということがございまして、まずパターンの部分というのは、今までどんなあんばいで監査報告がつけられたか、これは杉浦監査委員は杉浦監査委員さんで、やはりご自分の意見を出されて、私は私なりの一応意見を出して、それが合議としてこの報告書にまとめて、代表として発表したということなんですが、よりこの監査報告を見て、よりわかりやすいというか、それがまず主眼として考えました。ですから、余り難しい言葉を書いて、逆に使えないし、控えている参与席のほうの各課長さん、あるいは班長さんからお話を伺っても、歳入あるいは歳出、補助金の関係の流れというのは、全てがわかるわけではないんです。ですから、わからないゆえに、大分ならお答えに困ったのではないかと感じはございます。ただ、やはりこの税金の使い道がどうやったら改善、あるいは別な意味でこの担当官あるいは執行される方に受けとめられやすいか、具体性を持ったほうがより理解していただけるのではないかと、そういう気持ちがあって、そういう報告にしたわけでございます。以上です。（「了解しました」の声あり）

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、これにて質疑を終結いたします。

なお、本件については、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の審査に付することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、本件については、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の審査に付することに決しました。



◎延会について

○議長（遠藤稔雄君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決しました。



◎延会の宣言

○議長（遠藤稔雄君） 本日はこれで延会します。

延会 午後1時33分